

計画作成年度 計画変更年度	平成30年度 令和2年度
計 画 主 体	湯梨浜町

湯梨浜町鳥獣被害防止計画

令和2年12月 計画変更

＜連絡先＞

担当部署名	湯梨浜町産業振興課
所 在 地	湯梨浜町大字久留19番地1
電 話 番 号	0858-35-5385
FAX番号	0858-35-5387
メールアドレス	ysangyo@yurihama.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、アライグマ、ニホンジカ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、カワウ
計画期間	令和元年度～令和３年度
対象地域	湯梨浜町全域

2 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成２９年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	果樹（梨など）、水稻	70	1,416
ヌートリア	水稻・野菜（スイカなど）	—	—
カラス類	果樹（梨・ブドウなど）	12	126
アライグマ	—	—	—
ニホンジカ	果樹（梨）・造林木（クヌギ・ヒノキ）	—	—
カワウ	淡水魚（アユ・フナなど）	—	—

(2) 被害の傾向

○イノシシ

平成２６年度から平成３０年度にかけて捕獲数は増加しているが、近年の被害は増加傾向にある。主な被害作物は、梨・水稻であるが、従来、山間部の梨果樹園を中心に被害が発生していたところ、近年は里部・平野部の水田や果樹園で多く目撃・被害が発生するようになり、状況に即した被害対策が必要となっている。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
被害額(千円)	2,825	2,232	1,147	1,416	—
被害面積(a)	96	120.6	77	70	—

○ヌートリア

平成３０年度の捕獲数は６０頭を数え、畦畔に穴を開ける等の被害が毎年発生している。東郷池周辺の水田や水路、天神川付近の水路を中心に目撃されており、特定の地域での被害対策が必要となっている。

○カラス類

町内全域で被害が発生。梨・ブドウ等で、収穫前の果実を落としたり、袋に穴を開け果実を食害するほか、生ゴミを散らかす等の生活被害も発生している。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
被害額(千円)	818	505	—	126	—
被害面積(a)	14	9	—	12	—

○アライグマ

町内では過去に目撃例が1件あり、本町と隣接する鳥取市（旧気高地域）でも捕獲されているため、今後、町内へ侵入してくる可能性がある。

○ニホンジカ

平成30年度の捕獲数は20頭を数え、直接の被害額の把握ができていないが、町内において里部への出沒や果樹園への侵入・樹皮の食害による被害が発生し、農業者から目撃情報や捕獲要請があるなど、町内全域での被害対策が必要となっている。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
被害額(千円)	—	—	—	—	—
被害面積(a)	—	—	—	—	—

○カワウ

直接の被害額の把握はできていないが、町内の天神川流域・東郷池周辺に多数生息しており、遡上してきたアユや保護育成しているフナ等を食害している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成29年度）	目標値（令和3年度）
イノシシ、ヌートリア、カラス類、アライグマ、ニホンジカ、カワウ	82.0 a 1,542.0 千円	80.0 a 1,500.0 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	（捕獲体制） ○全鳥獣対象 被害を受け対策が必要な者が町へ鳥獣捕獲を依頼する。 イノシシとヌートリア、ニホンジカについては、奨励金を交付して捕獲を推進している。	（捕獲体制） ○全鳥獣対象 鳥獣被害対策実施隊を中心に、地元の要請に応じて、罠などにより捕獲・駆除を行ってきた。しかし、高齢化による狩猟者の減少が確実で、今後後継者の育成対策が急務となっている。
	○イノシシ・カラス類 捕獲員の人件費等、必要な経費を補助している。	○イノシシ・カラス類 被害を受けた農家からの要請に応じて調査・わなの設置等により対策を講じているが、隊員数の不足により迅速

		に対応できない地域がある。 イノシシについては、近年、里部への出没が増加し、水田に侵入する事例が多発する等、生息域が拡大傾向にある。また、カラス類は対策への適応能力が高く、対策に多大なコストや労力を要している。
	○ヌートリア・アライグマ 町で捕獲器材（箱ワナ）を購入し、捕獲許可を出した狩猟免許所持者・講習を受けた捕獲従事者に貸与して、捕獲していただいている。 また、防除実施計画を策定し、それに基づき捕獲を推進している。	○ヌートリア・アライグマ 捕獲技術に差があることや、実際に活動されている捕獲従事者が少なく、地元からの要請に応じた迅速な対応ができない地域がある。 ヌートリア・アライグマ防除実施講習会の開催により、捕獲従事者のさらなる育成、確保に努める必要がある。
	○カワウ 特になし	○カワウ 鳥獣被害対策実施隊および猟友会員について、被害を受けている漁業者の要請に迅速に対応できる人員が不足している。今後、狩猟者の育成、確保に努める必要がある。特に近年は第1種・第2種狩猟免許を取得される方がいないことが問題である。
侵入防止柵の設置等に関する取組	○侵入防止柵の設置・管理 被害を受けている集落や、果実・水田の生産組合が中心となって侵入防止柵を設置しているが、集落としてまとまりが難しく個別柵にならざるを得ない状況が続いている。	○侵入防止柵の設置・管理 ほ場整備されていない果樹園が多いという地域性、耕作放棄地の急増、複数の地域からの入り作の増加と言った要因から、集落全体の農地を囲う取り組みが難しく、侵入防止柵の設置効果が十分発揮されていない。 近年は被害が里部に広がる傾向にあり、設置要望がある地区については、話し合いを充分に行い、集落全体による侵入防止柵の設置するように促進する必要がある。

（５）今後の取り組み方針

○全鳥獣対象

町独自の狩猟免許取得経費に対する補助の創設や、就農した町役場職員ＯＢや退職就農者など農業者等への狩猟免許取得促進などを行い、要望に即応できる隊員数の増加を目指す。

○イノシシ

被害の中心が里部・平野部へ移行しつつあることから、地域での話し合いを積極的に推進し、組織ぐるみ・集落ぐるみの侵入防止対策を講じるものとし、侵入防止柵の設置については極力飛び地とならないように、集団的に取り組むことを原則とする。

また、鳥獣被害対策実施隊の活動を中心に、捕獲による個体数調整を推進するとともに、狩猟者の確保、育成にも取り組んでいく。

農家を中心とした鳥獣被害防止活動として、イノシシの引寄せとなる農作物残さの処分やヤブ等を刈り払う緩衝帯の設置に取り組むよう、啓発を行っていく。

○ヌートリア・アライグマ

町主催の講習会を定期的で開催し、捕獲に対応できる人員の確保を行っていく。講習会等を受講することで、狩猟免許を所持していない農家等でもヌートリア・アライグマを捕獲できる体制を整備・促進し、年間を通じた迅速な捕獲を実施する。

ヌートリアについては、農作物への被害を最小限に留め、地域からできるだけ排除することを目指す。

アライグマについては、目撃情報等があった場合、速やかに対応し、地域への定着を阻止する。

○カラス類

年数回の一斉捕獲や、道具を使った威嚇による追い払いを徹底する。農家への啓発活動を行い、くず梨等の摘果物の除去や、テグスやネット張りにより、農作物に寄せ付けない対策を徹底する。

○ニホンジカ

里部への出沒や狩猟での捕獲等、生息数の増加を示す兆候が確認されており、捕獲活動を支援することにより捕獲を強化する。

○カワウ

淡水魚等の産卵期や育成期の被害を防止するため、稚魚の放流時期（５月～１０月）から適切な時期を選定し、追い払いや捕獲を実施することで、漁業資源の保護対策を徹底する。

町独自の免許取得助成制度などを活用して、第１種・第２種狩猟免許の取得を推進し、要請に対応できる人員の確保を目指す。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊を設置し、農業者等の捕獲要請に応じて捕獲活動を実施している。
【鳥獣被害対策実施隊 構成状況】 銃猟従事者 12人 わな猟従事者 19人
また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。
【捕獲従事者の登録状況】 84人（平成31年1月31日現在）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和 元 年度	イノシシ	・狩猟免許取得補助等の活用による狩猟者の養成・確保 ・町広報誌、防災無線等を活用した注意喚起 ・ヌートリア、アライグマの捕獲と安全に関する講習会の開催による捕獲従事者の確保
	ヌートリア	
	アライグマ	
	カラス類	
	ニホンジカ	
令和 2 年度	カワウ	・狩猟免許取得補助等の活用による狩猟者の養成・確保 ・町広報誌、防災無線等を活用した注意喚起
	イノシシ	
	ヌートリア	
	アライグマ	
	カラス類	
令和 3 年度	ニホンジカ	・狩猟免許取得補助等の活用による狩猟者の養成・確保 ・町広報誌、防災無線等を活用した注意喚起
	カワウ	
	イノシシ	
	ヌートリア	
	アライグマ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

年間600頭を目標とする。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02見込み
捕獲数	181	205	219	222	350	419	570

○ヌートリア

年間50頭を目標とする。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
捕獲数	40	41	12	47	65

○カラス類

年間10羽を目標とする。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
捕獲数	0	2	5	5	2

○ニホンジカ

年間50頭を目標とする。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
捕獲数	3	7	13	10	26	27	41

○アライグマ

目撃情報等があった場合、速やかに対応し、地域への定着を阻止する。

○カワウ

目撃情報が増加しており、今後、急激に被害が増加、拡大することが予想され、全国的に深刻な問題になっていることもあり、地域から目撃情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	350	600	600
ヌートリア	50	50	50
カラス類	10	10	10
ニホンジカ	40	50	50

捕 獲 等 の 取 組 内 容
(湯梨浜町全域) ○イノシシ 捕 獲 手 段：箱わな・くくり罠・銃器を基本とする。 実施予定時期：通年 ○ヌートリア 捕 獲 手 段：箱わなを基本とする。 実施予定時期：通年 ○カラス類 捕 獲 手 段：一斉捕獲（銃器）を基本とする。 実施予定時期：通年（一斉捕獲は2回／年） ○ニホンジカ 捕 獲 手 段：箱わな・くくり罠・銃器を基本とする。 実施予定時期：通年 ○アライグマ 捕 獲 手 段：箱わなを基本とする。 実施予定時期：随時（目撃情報等に基づき迅速に対応） ○カワウ 捕 獲 手 段：銃器を基本とする。 実施予定時期：5月～10月

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

整備計画の設定の考え方						
侵入防止柵が整備されていくに従い未整備地に被害が移行していくので、今後も継続して計画的・効果的な整備を進める。 また果樹園については町内圃場において取捨選択を行い、優良と判断される樹園地に対して侵入防止柵設置に加え緩衝帯整備も含め重点的に対策していくこととし、その他の園は非農地化も視野に入れながら効果的な対策を検討、実施する。 (単位：m)						
柵の種類	対象鳥獣	H26	H27	H28	H29	H30
電気柵	イノシシ	6,500	29,593	12,665	25,050	3,200
ワイヤーメッシュ柵	イノシシ	5,815	879	1,796	2,654	4,647

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和元年度	令和２年度	令和３年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m

(２) その他被害防止に関する取組

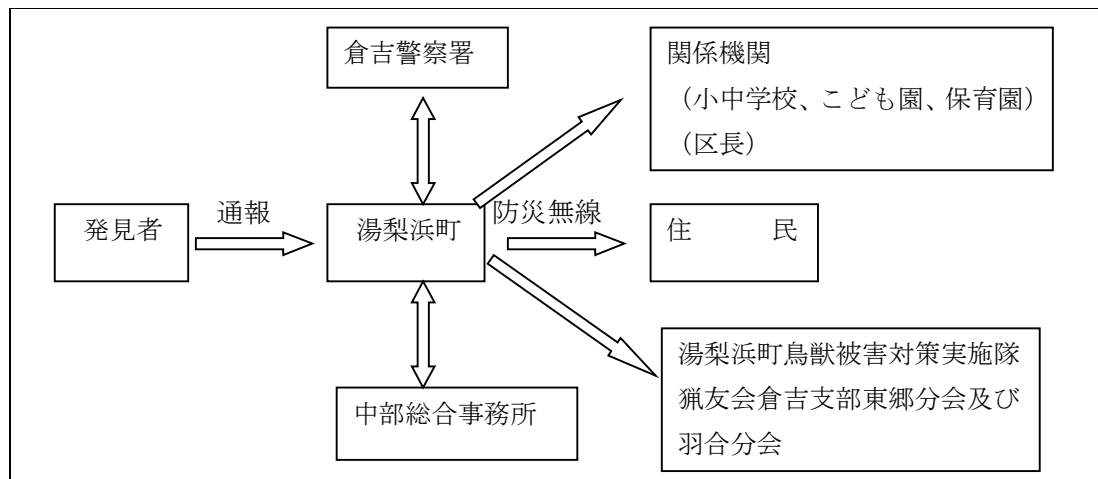
年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和元年度	イノシシ カラス類 ヌートリア ニホンジカなど	・農作物残さの除去 ・放任果樹等の撤去 ・緩衝帯の設置など
令和２年度	イノシシ カラス類 ヌートリア ニホンジカなど	・農作物残さの除去 ・放任果樹等の撤去 ・緩衝帯の設置など
令和３年度	イノシシ カラス類 ヌートリア ニホンジカなど	・農作物残さの除去 ・放任果樹等の撤去 ・緩衝帯の設置など

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある
場合の対処に関する事項

(１) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湯梨浜町	・緊急パトロール（産業振興課） ・住民への注意喚起、関係機関への情報伝達 産業振興課 →（総務課 防災対策係→所轄警察署・出沒地域自治会長） （教育総務課 →小中学校） （子育て支援課→こども園、保育園） →鳥取県中部総合事務所 →地元猟友会・湯梨浜町鳥獣被害対策実施隊 隊員 ・緊急パトロールおよび緊急捕獲
鳥取県中部総合事務所	・町と連携、指導助言
倉吉警察署	・緊急パトロール、住民への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、捕獲現場での埋設や自家消費を基本とし、適切に処理を行う。
イノシシについて、食肉として利活用するために処理加工施設に持ち込んで処理を行う場合がある。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、イノシシについては自家消費等を行う従事者が大半であり、一部の従事者が近隣の市町にある民間事業者を利用し、食肉として処理している。
民間事業者の処理能力を超えない範囲で、利用の推進を検討する。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	湯梨浜町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
湯梨浜町	・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取中央農業協同組合	・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取県農業共済組合中部支所	・被害防除に関すること ・鳥獣による農業被害に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取県猟友会倉吉支部東郷分会及び羽合分会	・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること

湯梨浜町農業委員会	・ 水田、畑作地域の事業実施に関すること
鳥取県中部総合事務所 農林局・生活環境局	・ 全体計画の助言に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥取県鳥獣対策センター 緑豊かな自然課	・ 全体計画の助言に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・ 鳥獣被害対策実施隊は、町内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲や、被害防止策を適切に実施する。また地域からの派遣要請や、被害防止のため、町長の指示により現地調査を行い、最適な捕獲方法を決定し、その対策を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

専門家の指導による現地研修会等を開催し、イノシシ・ニホンジカ侵入防止柵等の正しい設置・維持管理方法、カラス類の効果的な被害防止技術などの普及定着を図る。